

沖縄労働局発表  
平成26年5月30日(金)

担	沖縄労働局労働基準部
当	部長 後藤 稔
	賃金室長 大城 勝夫
	電話: 098-868-3421

## 最低賃金引き上げ支援で平成25年度県内159事業所に助成金を 交付決定

—全国（対象43道府県）で100事業所を超えたのは、沖縄県を含め4県—

沖縄労働局（局長 谷 直樹）では、県内各事業所における賃金水準の底上げを支援するため、業務改善助成金（中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金）事業を実施しております。

平成25年度に交付決定した事業場は、159事業所（平成24年度124事業所）で対前年度比28.2%増と2年連続で100事業所を超えており、対象43道府県のうち、100事業所を超えた県は、沖縄県を含めて4県となっています。また、交付決定した事業所における助成額は1億2千9百万円となり、対前年度比21%増、対象となる総設備投資金額は3億6千7百万円となりました。

業種別では生活関連サービス、娯楽業（美容業等）35件（対前年15件増）、卸・小売業34件（対前年13件増）、医療、福祉業（介護等）21件（対前年7件増）、建設業17件（対前年4件増）、その他で52件（対前年4件減）となりました。

沖縄労働局労働基準部賃金室以外においても、沖縄県最低賃金総合相談支援センター（沖縄県中小企業団体中央会内）に、中小企業事業主からの賃金などの見直しに関する相談窓口を設け、引き続き助成金の活用を呼びかけ、最低賃金の引き上げの支援を進めています。

### 【お問い合わせ先】

○ 沖縄労働局労働基準部賃金室  
那覇第二地方合同庁舎1号館3階  
TEL 098-868-3421  
沖縄労働局ホームページ  
<http://okinawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

○ 沖縄県最低賃金総合相談支援センター  
沖縄県中小企業団体中央会内  
TEL 098-860-2525

平成 25 年度 沖縄労働局管内業務改善事例

※ 交付決定理由欄については、簡潔に記載しており、同種機器の導入のみでの交付決定が判断されるものではないこと。

No	事業の種類	導入費用 (千円)	助成額 (千円)	業務改善内容	交付決定理由
1	土木工事業	12,400	1,000	油圧ショベル増設	油圧ショベルを3台所有しているが常態的に不足しており、今回油圧ショベルを増設することで、リース業者等から借り入れするための、調整や事務手続き等業務が省かれるので業務の効率化が図られる。
2	その他小売業	2,625	1,000	電子レセプト導入	現在は手書き用の紙ベースのレセプトを使用しており、顧客管理等の事務処理に時間を要しているが、電子レセプトを導入することでパソコンに顧客データの保存と管理容易となり、ペーパーレス化が図られ、業務の効率化が図られる。

【業務改善助成金制度（平成 26 年度）の概要】

業務改善助成金とは、中小事業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るための制度です。

- ① 事業場内で最も低い時間給等(800円未満)を40円以上賃金引上げる計画を策定し、就業規則に規定し実施することが必要。
- ② 賃金引上げのために業務改善経費として、賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善10万円以上の費用を支払うものであること。
- ③ 賃金引上げ対象労働者が1名のみの場合、3回以上の賃金支払いが必要であること。
  - ・支給額:②の経費の業務改善に要した経費の2分の1(常時使用する労働者の数が企業全体で30人以下の小規模事業者においては4分の3)を国で助成する制度です(業務改善助成金の上限は100万円、下限は5万円です)。
  - ・支給回数:支給要件を満たした年度に1回支給  
業務改善助成金の取り扱い要領が一部変更となりましたので、詳細は沖縄労働局賃金室へお問い合わせください。